

平成 25 年第 10 回教育委員会定例会記録

平成 25 年 6 月 26 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 6 月 26 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 59 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
庶務課長 北風 進 教企画課長 筒井 鉄也
学務課長 岡本 勝実 特別支援課長 塩畑 まどか
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 済美教育センター所長 田中 稔
済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美
済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 寺井 茂樹

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 新たな指定校変更の認定事由による受入について
- (2) 高円寺地域における新しい学校づくり計画(素案)について
- (3) 部活動活性化事業モデル実施の対象校、対象部活動及び受託予定者の決定について
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
報告事項	
（１）新たな指定校変更の認定事由による受入について・・・・・・・・	4
（２）高円寺地域における新しい学校づくり計画（素案）について・・・・・・・・	13
（３）部活動活性化事業モデル実施の対象校、対象部活動及び受託予定者の決定 について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
（４）学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・	22
（５）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・	22

委員長 こんにちは。梅雨の真っ最中、今日は梅雨らしい日になってしまいましたけれども、水がめの方では水が増えていってくれば嬉しいなという、そんな思いをしているところです。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成 25 年第 10 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

なお、本日の議事録の署名委員は、對馬委員にお願いいたします。よろしく願いします。

では、本日の議事日程はご案内のとおり、報告事項が 5 件となっております。

それでは、報告事項の聴取を行います。

初めに、「新たな指定校変更の認定事由による受入について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 では私から、「新たな指定校変更の認定事由による受入について」ご報告を申し上げます。

新たな指定校変更の認定事由における受入につきましては、来年度の入学予定の児童・生徒から実施をすることとしております。

具体的には、毎年 1 月に、「あなたはどこの学校に行きます」という就学通知を発送しておりますので、それが、発送された後、つまり「私はどこの学校に行くこととなります」ということが決まった後に、児童・生徒からほかの学校に行きたいという申請を受け付けるということとなります。

この新しい事由でございますが、学校の魅力ある教育活動をさらに進めていくために、学校希望制度を廃止して、新たな仕組みとしてつくるものでございます。その意味から「学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合」、こうした場合に限って児童・生徒の意思を引き続き尊重できる仕組みといたしました。これは、現行の指定校変更という制度がございますので、その中で取り扱っていくことといたします。

1 番といたしまして、(1) 指定校変更認定事由ですが、今お話申し上げましたように、「学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合」というものを追加いたします。

ちなみに、現在どういったものが指定校変更の事由になっているかと申しますと、例えば今住んでいるところから区内で転居をしたのだけれども、やっぱりお

友達の関係から前の学校に引き続き通いたいといった場合ですとか、引越しや、今ある学校希望制度によって、お兄さん、お姉さんが既に隣の学区の学校に通っていて、その兄弟姉妹が通う学校に通いたい場合、そういった場合に指定校変更の申立てを行っております。それに加えて、この学校のこういった特色ある教育活動、ぜひそれを受けてみたい、そういった場合に新しく申立てができるというものでございます。

(2) で、この申立方法でございますが、既存の指定校変更の認定事由とは別に、受入枠や申立方法を設けてまいります。

申立方法ですが、これは本人の意思確認のため、指定校変更の申立書に「志望理由書」というものを用意いたしまして、こちらの方を添付していただくというふうになります。

志望対象といたしましては、これはお住まいのところで行く学校が決まっておりますので、この指定校の学区域に隣接する学区域の学校が対象というところで、今の希望制度と同じでございます。

受付期間は、一定の受付期間を設けまして、受け取った後、おおむね 20 日をもって可否を決定して通知するということになります。

この適用につきましては、通常の指定校変更は学年や時期は問いませんが、この特色ある教育活動に魅力を感じているという場合は、小・中学校とも新しく 1 年生になる入学時だけと、希望制度と同様な扱いとなっております。

次に 2 番で、本人の「意思確認の方法」ですが、これは「志望理由書」に本人が書いて作成すると。ただ、小学校入学の場合は、まだ小さくてそこまで書けないということもございますので、小学校入学の場合は保護者の代筆を可としております。ここに、この学校のこういうところの教育を受けたいというような、ご本人からきちんとした理由を書いていただいて、教育委員会の学務課へ提出をしていただくということになります。

記載の項目は大きく 2 つありまして、1 つが特色ある教育活動等について、こういったところでその情報を知ったかという点と、その学校を志望するに当たってどのような教育活動というものに関心を持ったかという 2 点について記載をしていただくということでございます。

審査方法ですが、こちらの方は、学務課の受付となりますので、まず学務課で受け付けた時点で、きちんと記載されているか、それから、申請をした学校が自

分の学区域の隣の学校になっているか、名前やそういったものがきちんと書かれているか、そういった一次的なところを審査いたしまして、実際にその申立てを行った学校の方で、中身を見てもらって、その学校の特色ある教育活動というものを理解しているかなどを判断して、最終的に教育委員会の方で決定をしていく、こういった手順になっていくということでございます。

私からは以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

対馬委員 特色ある教育活動というのは、その学校の特色ある教育なので、ずっとそれが続くというふうに捉えて、少なくとも小学校の場合、入って6年間はそれが続くと、中学は3年だから短いかもしれないですが、続くと思って書いてくると思うんですけど、特色がだんだんと変わってくるということはないのですか。

学務課長 これは、各学校でどういったところに重点を置くかというふうに考えておりますので、変わってくることはあるかと思えます。例えばこれがやりたいんだと志望したときに、いきなりその次の年にそこからがらりと変わるかという、決してそうではないのかなというふうに思っております。

田中委員 志望理由によっては、とつてもこの可否が難しいと思うのですね。それで、児童の意思を確認すると。中学生になるには児童の確認は結構しっかりできるかもしれませんが、小学校の入学の場合は、まだ幼稚園ですよ。そのこのところの児童の意思の確認というものはどのようになさるつもりなのでしょうか。

学務課長 小学校の場合には、保護者の代筆を可としておりますので、保護者の方が自分のお子さんが学校に通うに当たって、この学校のこういったところの教育活動に非常に魅力を感じていてぜひ受けさせたい、ということをして志望理由にしていただきたいというふうに思っています。

田中委員 結局、保護者の考え方ということになるわけですね。

学務課長 保護者の考え方もあります。小さいですけどもお子さん自身が、今学校の公開オープンキャンパスといいますか、やっておりますので、そういったところに行って、この学校に行ってみたいということは、たとえ小さいお子さんでもそういうお気持ちは持つのかなというふうに思えます。

田中委員 あと一つ、やはりこの指定校変更についてきちんと周知することがまず

大事だと思うので、そこをどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

学務課長 これは、毎年7月にまず、来年度入るお子様たちに学校希望制度の案内というものを出しているのですが、その中で1回目のときに、まずこういった新しい仕組みを検討しているというところをお知らせして、次に9月か10月の段階でもう少し詳しくお知らせするというふうに考えています。

2回目のときには、学校希望制度のお知らせとは別に、この仕組みについてももう少し詳しくお知らせする必要があると考えておりますので、例えば、チラシを同封するとか、そういったことについても検討しているところです。

折井委員 やはりあの、同じく志望理由書に関してなのですけれども、先ほど保護者による代筆というふうにおっしゃって、要は保護者の意思なのではないかというところがあったと思うのですけれども、書くにあたって、申請する側から考えると、子どもなりの考えを例えば、「学校公開に行ってこんなことをしていたのがよかったと思いました」ということを本当に文字におこすという意味での代筆をするような親御さんと、あと親が、ほぼ、どちらかという親の観点からインターネット等、もしくは学校公開等見ながら親の立場で書く内容だと、かなり内容的に異なってくると思うのですね。どちらのモードというのでしょうか、どちらで書けばいいかというのが、ここの書き方だと、いまいちまだ詰める必要があるかなというふうに思いました。どちらかにすると有利なのかとか、親御さんはきっとちょっと悩まれるのかなというふうに感じました。

田中委員 公立学校として、競争原理もある程度必要だとは思っているのですけれども、やっぱり公立学校としての質と向上心を各学校が持って、どの学校へ行っても安心した教育を受けられるという、そういう状況をつくるのがやはり大事なので、そのところもしっかりとアピールしていただきたいなと思います。

学務課長 すみません。私の説明不足だったかもしれませんが、あくまでも本人の意思を尊重するというものが第一ですので、お子様がどう考えているかというのを保護者の方がどういうふうにお書きになるかというところが重要なかなというふうに思っています。

それから、学校の教育活動という点では、廃止が決定しておりますが学校希望制度も、それからこの新しい仕組みも、開かれた学校づくりと、それから学校の教育活動の充実というものが最大の目的です。これにつきましては、教育委員会として、この制度だけではなく、様々な施策で学校を支えていくという仕組みに

なっておりますので、引き続き学校を支援する体制を整えていきたいというふうに思っています。

對馬委員 今までだと9月、10月くらいに各学校からその地域の子どもたちに「この学校を選びますよ」と保護者宛てにお手紙がきた、パンフレットみたいなものがきて、学校公開も見てという手順を踏んで、学校を選んだと思うのですが、そのあたりは、学校希望制度は基本的になくなるということになると、そういう学校からのアピールというか、そういうものを見ないとこの特色ある教育活動とはわからないですよ。その辺はこれからどうなるのですか。

学務課長 そうですね。むしろ、今までの学校希望制度というものは、極端に言うとなんかそういうものをご覧になっていない方でも手を挙げれば誰でもエントリーできるという仕組みだったのですが、これからはやっぱり学校自身もきちんと自分の学校をPRしていくという体制が必要だと思いますので、その学校を公開するというのは、時期は今後詰めていく必要がありますが、引き続き行っていきます。

それで、きちんとその学校を志望するからには、本人も保護者の方も一緒に学校を見ていただいて、学校の校長の話を実際聞いていただいて、学校の雰囲気を見ていただいて、それで自分に合う学校なのか、自分がやりたいことが実現できるのか、この学校の教育活動はこんなことをやっているんだということを志望する学校だけではなくて、いろいろなところを見聞きしていただきたいということも狙いです。

對馬委員 1月の就学通知発送後に申請をして、さらにお返事がくるのに20日くらいかかるということ、新1年生向けの保護者会に間に合うのでしょうか。

学務課長 最大で20日ですので、仮に20日だとしても、例えば来年のスケジュールで言うと、おおむね毎年就学通知というものは1月の半ばくらいに発送をしていますので、小学校でいうと、その後受け付けて20日間、私立の受験があったとしても、2月の下旬ごろですので、そういったものには間に合うかなというふうに想定しています。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

折井委員 基本的なことをお伺いしたいんですけれども、(2)申立方法等についてで、受入枠を設けますというのは、具体的な数を教えていただけますでしょうか。

学務課長 これはまだ具体的な数を算出しておりません。基本的には、希望制度に

枠を設けるといふよりは、その学校の教育活動に非常に魅力を感じて手を挙げていただくということですので、教育委員会としても学校としてもできるだけ受け入れたいというふうに思っておりますが、一方で、教室数ですとか、その現在の児童数などによって、どうしても現実的な枠がございますので、それは今後調整をしていきたいというふうに思っています。

委員長 いいですか。

基本的にはやっぱり地域とともに歩いていく学校という、地域のコミュニティーの核としての学校というのが、私はそれが一番だというふうに思っているのですけれども、「特色ある教育活動等に」と書いてありますよね。この「等」というのは、どういう意味を持っているのかということと、それから、例えば、お兄ちゃんがもう既に在学していると、そのときに今度1年生に弟が、妹が入ってくるときに、そういう子たちの扱いはどういうふうにしていくのかということ。

それから、多分親御さん同士で話をして、幼稚園も一緒だし、ちょっと距離はあるけれども、ということで、口合わせをしながらこういうことでやっていこうなどということが出てきて、判別していくというのが非常に難しい部分があるのではないかなと、これはふたをあけてみないとわからないのですけれども、そういうところをすごく感じるところがあるのですけれども、その辺の、何というのですかね、そこで線を区切れるのかどうかというあたり、というところが非常に難しいなど。それから、今度は中学校へ上がる段階になったときに、どういうふうに考えていくのかなというあたりも、すごく難しい面かなというふうには思うのですけれども。

ちょっと質問が大ざっぱになってしまって申し訳ないです。

学務課長 ではまず1つ目ですね。学校の特色ある教育活動等という部分ですが、これは例えば、部活動などというものを想定しています。部活動は特色ある教育活動という、例えばサッカーをやっていて、サッカー部がたまたまその学区にはないのだけれども、隣接したところにはサッカー部がある。どうしてもサッカーを続けていきたいのでそちらを希望するというようなケースを想定しています。

それから、兄弟姉妹ということですが。兄弟姉妹に関しましては、これは、現行ある指定校変更制度の中に兄弟姉妹に関する事情というものがございますので、必ずしも100%の方が、兄弟姉妹がいるからといって指定校変更できるわけではございませんが、現行でもきちんとそうしたケースについて受け付けて、大

丈夫であれば指定校変更を認めているというところでは。

それから、3番目のいわゆる審査の部分になろうかと思いますが、この部分がこれまでの検討の中でも、各学校の代表した校長、また、いろいろ聞く中でいろいろな校長がやっぱり一番心配しているところなのですが、これはテストではないので、何点というような優劣をつけるものではないという認識です。ただ、この学校がいいということで希望するわけですので、その学校について、きちんと理解をしているのかどうかということを見ていきたいというふうに考えています。

委員長 例えば、それで入学をして、いい場合もあるかもしれないのですけれども、実際行ってみたら思っているものと全く違って、やっぱり私はちょっとまた学校を転校したいというような話も当然これからも出てくるのではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

学務課長 そういった議論もありました。もしかしたら、残念ながらそういうケースが出てしまうかもしれませんが、この新しい仕組みを入れる理由は、やはり学校が、今やっている自分の学校が、どれだけ魅力がある活動をしているのかというところをきちんと学校でPRしていくということが必要だと思っています。そうしたPRする力、きちんと保護者や児童に伝える力というものを学校が身につけることによって、そうしたケースというものはなくなっていくのではないかなというふうに思っています。

委員長 まさに田中委員がおっしゃったように、どこの学校もみんな素晴らしいのだよという、やはりそういうものを打ち出していくというか、それは学校の校長先生を中心にした学校全体での取組というか、そういうものがすごく大事になってくるのかなというふうに思うので、基本的には私は先ほど言ったように、地域の核としての学校に行くということが大前提であるのが、それがベストだというふうに思っています。その辺はぜひ、また学校の方にも特色ある活動というよりも、子どもたちが安心して楽しく学べる場なのだよ、ということをそれぞれの学校が強く打ち出すというか、そういうものをしていかないといけないだろうなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

折井委員 私も同じ意見で、特色をつくることが目的化してはいけないかなというふうにやはり思うところがあって。全体的にクオリティーが高い学校というのが、どんな部活をやる、どんな授業に興味をもつにしても、一番重要なことではない

かなというふうに思います。

あともう一つ、とても細かな質問なのですが、特色ある教育活動等ということで部活などの例を先ほどおっしゃってくださいました。先ほどの例ですと、もともと行くべき学校にはとある部活がなくて、こちらの学校にはある、だから指定校変更をしたいということなのなのですが、これ、ゼロと1だったらいいのですが、例えば、サッカー部は両方にあるのだけれども、こちらの学校の方が大会で強いとか、もしくはうちの息子なり私は今まで地元のサッカークラブに所属していて、こんな成績を上げていて、強い部活に入ってさらに技術を磨きたいといったような志望理由でしょうか、そういったものに関しては、どのような判断をするのでしょうか。

学務課長 それが実は今、特に中学校の校長と頻繁に議論をしているところでして、その扱いというか、そういった理由について、どのように判断していくのかということを検討させていただいているところです。

折井委員 それが、その学校ごとの判断になるのか、それとも、ある程度全校で共通の選択基準のようなものをつくるのか、というところから多分考えなければいけないのだと思うのですが、そこのあたりは結構難しいところなので、今後もぜひいろいろと教えていただきたいと思います。

学務課長 そうした基準については、これはあくまでも杉並区の区立学校全体で行うものですので、あちらの学校ではこれでいいけれども、こっちではだめだということのないように、きちんと教育委員会と学校で連携を図っていきたいというふうに思っています。

済美教育センター所長 先ほどの特色ある学校づくりの解釈なのですが、先ほど委員がおっしゃっていただいたとおり、この間、私たちが特色ある学校、どういう学校なのかということをご各学校にいろいろな場で説明をしています。

それぞれの地域にはいろいろな特色があり、そして子どもたちの実態も違う。そして、保護者の求めるものもそれぞれの地域によって違う。それに正対して、真面目に教育をやっていけば、おのずと特色ある学校になっていくのだと。

つまり、特色ある学校を目的にするのではなくて、よい学校づくりを目指す中でおのずと特色ある学校というものを目指して実現していくものだという、それが特色ある学校で、特色ある教育活動なのだという形で、この数年間、様々な場でお話をさせていただいていますので、多分ご心配いただいているところについ

ては、これからも繰り返しお話をさせていただくことになると思います。

對馬委員 普通の区民の、普通の保護者が思う特色ある学校というイメージとは違うのかなという気が。私は今、所長がおっしゃったような学校づくりはいいと思うのですがけれども、こう一般的に特色ある教育活動と言われると、本当によりわかりやすいというか、もっと地域色ではないところに求めてしまうのかなという気がするのですが。

この言葉がちょっとわかりづらいのかな、もしかしたら、という気がするのですが、いかがでしょうか。

教育長 この特色ある教育とか、特色ある学校は、一時、はやったのですね。最近あまり言われなくなったのです。それは何かというと、学校はそのなべぶた式に、あるいは横一線で皆同じであるべきだという考えはおかしいと、学校ごとに個性があってしかるべきだと。これはもう当たり前の話で、当然その学校は顔も違えばそこにいる人も違うわけですから、それぞれ固有の特色というものは出てくる。放っておいても出てきます。

でも、その他と違うことを標ぼうして、何かそれが我が校の学校のアイデンティティーであるよというようなことを、殊さら賞揚する必要はない。なぜかという、共通の学習指導要領に従い、共通の、教員の数も同じです。それから、学級編成も同じです。つまり同じ土俵の中で、同じ基盤の中で、予算的にも変わらないところでやっていくときに、結果として様々な個性や特色が出てくることは、これは大いに歓迎するけれども、違いを標ぼうして競わせるということは、あまり最近私ども教育委員会事務局としては、賞揚はしてきていないということなのです。

それはなぜかという、裏返しをすれば、先ほどから各委員からのご指摘のように、どの学校に行っても、公教育として必要な教育は受けられるし、一定程度以上のクオリティーをもった教育内容を保証していかななくてはいけない義務があるわけですから、どこかがより高く、どこかがより低いと聞いたら、そのことを放置しておくことはできないですし、また高いところを賞揚して、低いところをそのままにしておくということも同じ意味ですから、そういうことはない。学校には個性がありますから、その個性を平らにして皆同じという指導はしておりませんが、必要最低限の質は保証し、なおかつ全体の底上げを図っていくのが私たちの役割であるというふうに考えています。

委員長 よろしいですか。

やっぱり、本気で元気でやる気のある学校がそれぞれ出てくれば、というのがまさに特色になっていくのかなというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、ありがとうございました。

では次に、「高円寺地域における新しい学校づくり計画（素案）について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 私から、「高円寺地域における新しい学校づくり計画（素案）について」、ご報告いたします。

本件につきましては、前回の教育委員会において骨子をお示ししてご協議申し上げましたが、計画案策定に先立ち、地域との意見交換を行うための素案を策定しましたのでご報告申し上げます。

まず計画素案の内容でございますが、杉並第四小学校、杉並第八小学校及び高円寺中学校の3校を統合し、現高円寺中学校の校地を活用した施設一体型の小中一貫教育校を設置するというものでございます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

まず新しい学校は、高円寺地域の子どもたちにとってどのような教育環境を提供していくかを示すために、「2 高円寺地域における義務教育9年間を通した一貫性のある教育校」において、(1) 目的、(2) 目指す学校像、(3) 新しい学校とする対象校、について記述しました。

この計画は、教育ビジョンが目指す、杉並のあるべき教育の姿に向け、高円寺地域の子どもたちにとってより望ましい教育環境を地域と共につくりあげていくことを目的としております。

また、目指すべき学校像として、これまで杉並第四小、杉並第八小、高円寺中で行われてきた教育の成果と伝統を礎とし、魅力ある学校をつくるため、7項目の学校像を示しました。

さらに、杉並第四小、杉並第八小、高円寺中3校を対象とした理由を3点にまとめてございます。

次に、これまで地域の方と意見交換する中で、杉並区の考える小中一貫教育や、施設一体型の小中一貫教育校についてのご質問が多かったことも踏まえ、

2 ページの下段から、「3 杉並区がめざす義務教育 9 年間を通した一貫性のある教育」として、(1) 杉並区の小中一貫教育、次ページにいきまして(2) 施設一体型の特色について記載し、小中一貫教育に関する理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

3 ページ中段から、「4 高円寺地域における新しい学校づくりの基本的な考え方」になります。

新しい学校の位置は、現高円寺中学校の校地を活用することとし、開校時期を平成 31 年 4 月と明確化しました。これは保護者の方にとっては、いつ新しい学校になるかは最大の関心事ですし、特に今後入学を予定している未就学児の保護者にも明らかにすべき事項と考え明示いたしました。

また、保護者から現在通っている小学校で 6 年間きちんと学びたいとの意見も踏まえ、6 年後の平成 31 年といたしました。

次に、これまでの新しい学校づくりと同様、校長や保護者、地域関係者などで構成する協議会を設置し、教育目標や学園名などについて地域の意見を踏まえ決定していきたいというふうに考えております。

さらに学校施設については、発達段階に応じた指導が行われるよう配慮するとともに、地域コミュニティの拠点となるような施設の複合化・多機能化についても検討してまいります。

次に、「(6) 通学区域」について 4 ページをご覧ください。

新しい学校の通学区域は、現杉並第四小、杉並第八小の通学区域を基本とし、周辺校にも配慮し決定いたします。また、小中学校の通学区域が異なる地域については、学校変更について配慮した仕組みを検討していきたいというふうに考えております。

次に、5 ページをお開きください。

(9) 就学前教育の推進では、小学校と子供園との連携教育によるこれまでの成果を生かしつつ、新校においては、就学前教育との連携について具体的な方策の検討を行うこととしております。

「6 学校跡地等の活用」では、現在学校は地域コミュニティの拠点でもあり、防災面でも重要な役割を果たしていることも踏まえ、記載のように区民意見等踏まえ、今後策定する「(仮称) 区立施設再編整備計画」において検討することとします。

前回の委員協議の際、地域の多様な意見を聞き、課題解消に努めるようにとご意見をいただきましたので、それを踏まえこの素案をもって地域の方々と意見交換に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの「高円寺地域の新しい学校づくりの計画（素案）について」、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

これは前回のも含めて、素案という形で出していただいたわけですね。

学校支援課長 前回、骨子しかお示しできていないため、今回がこの素案の全体でございます。

折井委員 4の（2）開校予定時期が6年後の平成31年4月ですが、それまでの建て替えの時は、高円寺中学校の生徒さんは、どこで学ぶのでしょうか。

学校支援課長 まず、学校の建替え工事には2年ぐらいかかります。その前に、基本設計、実施設計がございます。それが2年。合計すると、おおむね早くも4年ぐらいかかるのですね。工事期間中、高円寺中学校の生徒は、校庭にプレハブ校舎を建てて、そこでお勉強をしていただく予定です。

実は、昨年度、高円寺地域の準備会でもいろいろご意見がありました。例えば杉並第四小と杉並第八小の子どもが先に一緒になって、小学校の統合を杉並第八小で先行して、空いた杉並第四小に高円寺中の生徒が入る案ですとか、他にも杉並第八小に高円寺中が入って、高円寺中と杉並第八小の小中一貫を先行する案等いろいろ検討されたのですけれども、地域の方のご意見としては、できてから3校一緒になった方がいいのではないかということでもございましたので、教育委員会としてもそのような考えてございます。

折井委員 その間は校庭を使ってそこにプレハブということは、では高円寺中学校の生徒さんはどこで運動するのでしょうか。どこか違うところ、杉並第四小とか杉並第八小に行くということになるのでしょうか。

学校支援課長 その辺も今後検討しますけれども、杉並第四小を活用したり、後は、馬橋小とか、杉並第八小も利用していくことも考える必要があるかなと思っています。

委員長 よろしいですか。ほかに、いいですか。

よろしいですか。今多分ずっと地域の方々とも話し合いを続けてらっしゃると

思うのですが、やっぱり、我が母校がなくなってしまうという考え方になってしまおうと思うのですけれども、その辺の意見などがまだ根強くあるのかどうかということと、それに対してどのような雰囲気になっているのかなということが1つ。それから、私はこの杉並の教育ビジョンも含めて、系統性、連続性はすごく素晴らしいことだというふうに思います。そのところで教員相互の協力指導というものは、小中一貫では、前にもお話したように教員相互の考え方が、本当に1つに共通としてまとめられるかが、成果を出すか出さないかの鍵になってくるのではないかなと思います。それがやはり子どもにも感化されていくと思うので、この辺については済美教育センターでのいろいろな指導や助言も含めてという形になってくるとは思います。この辺のあたりについてはどんなお考えをもたれているかなと。

学校支援課長 それではまず、1点目の地域の考え方ですけれども、確かに小学校というものは子どもたちが学ぶだけではなく、地域の防災拠点になっていたり、地域コミュニティの拠点がなくなるので、それがなくなることに対して抵抗感がないということはなく、やはり抵抗のある方もいらっしゃいます。ただそれ以上に、子どもの数が小規模化してしまった中で何とかしていかなければいけないと考える保護者の方とか地域の方も大勢いらっしゃるというのが事実だと思います。

それから、教員の相互の連携でございますけれども、高円寺中と杉並第四小では、平成19年度から文科省の研究で新教育システム開発プログラムというものを実施して、もう約5年になります。杉並第八小も平成23年から加わっておりますので、かなり先生方の連携は進んできて、昨年度も杉並第三小、杉並第十小、高南中を含めた6校では小中一貫の研究発表会がございまして、そこで成果も出ていると思います。先生方の教員相互の理解も相当進んでいるのではないかなというふうに考えております。

委員長 やはりそこが、本当に大きな鍵だと思うし、教員は異動があるので、今度、転入してくる教員がそういう考え方を本当にちゃんときちんと理解できるというか、そういうところがやはり、それは校長のリーダーシップも含めてになってくるとは思いますけど、この辺についてはぜひ、成果を上げるという意味で、小中の教員が本当に意識して、今後つくり上げられていかななくてはいけないのかなと強く思っているところです。

ほかにかがですか。

教育長 今回の委員長のご指摘ですけれども、先行する和泉地区の小中一貫校は平成27年4月に開校します。それに向けてこの10年間準備をしてきました。ですから、ご指摘の教員相互の共通理解であるとか、あるいは指導組織の問題であるとか、あるいは学校運営、経営の問題であるとか、問題を明らかにして取り組んできていますので、高円寺地区における新しい学校づくりにおいても、和泉地区における小中一貫校の知見が十分活かされるものと期待しております。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

(「なし」の声)

では、ありがとうございました。

それでは、続きまして、「部活動活性化事業モデル実施の対象校、対象部活動及び受託予定者の決定について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 私から、「部活動活性化事業モデル実施の対象校、対象部活動及び受託予定者の決定について」、ご報告いたします。

本件につきましては、4月の教育委員会でご報告の後、希望する学校を募り、その後、教育委員会事務局内に設けた選定委員会において審査し、資料記載の9校20部活を選定いたしました。

種目といたしましては、表の下段にありますように、硬式テニス、バスケットボールが4件、野球が3件などとなり、全部で10種目になりました。

それを受け、選定された種目の指導が可能な受託団体を探したところ、現在、資料記載の団体から受託する旨の回答があり、契約締結作業を進めているところでございます。

まず一番上に出ています、NPO法人シーサとこれは読みますけれども、SES Aというのは、日体大の先生方を中心に立ち上げた団体で、学校や地域社会と連携したスポーツ活動の普及を事業目的の1つとしており、運動に関する基礎的な知識や経験があり、幅広い人脈の中から指導者資格の取得者などを今回の事業にあてられるということからお願いをしているものでございます。

それから、一番下の和田中学校につきましては、昨年、部活保護者会が民間事業者と契約して、指導者を派遣してもらった社会教育的活動としての「部活イノベーション」を実施していましたが、保護者と事業者との信頼関係もできており、また学校の事情についても一定の理解があることから、今回、教育委員会の

この事業に参加するに当たり、これまでの事業者を受託して欲しい旨の要望が学校からありました。事業者の意向を確認したところ、了解を得られましたことから、表記の2事業者、リーフラス株式会社、株式会社スポーツデータバンクにお願いすることとしております。

それから、富士見丘中学校と向陽中学校の硬式テニス部につきましては、これまで外部指導などの部活動に協力してきたスポーツクラブやテニスクラブなどがあり、そこに指導をお願いしたいと学校からご希望がございましたので、現在、その団体へ教育委員会から受託していただけるようお願いしているところでございます。

いずれの団体も部活動への協力実績がありますので、今回のモデル事業について理解していただくよう、今後も話をしてまいります。

今回の事業を行うに当たり、それぞれの学校の実情に応じた指導を行うことが大切ですので、学校、事業者と教育委員会の3者での事前打ち合わせを現在準備が整った学校から順次行っているところでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

對馬委員 1校2部活と聞いていて和田中がこれだけきたので、ちょっと私はそれに単純にびっくりしたのですけれども、やっぱりこの制度は今年モデルでやってみるということで伺っておりますが、この民間人コーチが来ない部活の方たちにも十分な説明が必要なのかなと思います。

それから、元々地域の方とかOBとかに協力してもらっている部活もたくさんあると思いますので、そういうコーチの方たちともうまくやっていってもらわなければいけないと思いますので、やっぱりこういうコーチの方たち、今回の部活活性化事業のモデルになった部活以外の人たちにも十分な説明がなされた方がいいのかなというふうに私は思います。

学校支援課長 これにつきましては、今試行錯誤でやっているところでございますので、私どももまだ学校への説明が十分でないなというのは十分認識しております。これを始めながら、やっていない学校につきましても、校長会を通して説明をしていきたいというふうに考えております。

折井委員 14番から20番と和田中学校の実施が非常に多いのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

学校支援課長 和田中学校につきましては、昨年度、部活保護者会の方が、1回500円ということで、有償制でやっておりました。今回校長とも相談する中で、受益者負担のないのが2部活で、それ以外の5部活が今までどおりの受益者負担では、学校内の公平性の問題からなかなか難しいだろうというようなことがございました。さりとて、7部活を全て認めてしまうと、今度はほかの22校とに対する公平性がございましたので、それにつきましては回数の方で調整させていただきまして、一応原則1校2部活で、それぞれ月5回程度私ども想定してございますので、そうすると2部活あると月の実施回数が10回という形になります。和田中学校につきましては、1部活月2回ということをお願いしておりますので、2掛ける7で14回ということ、2.8校分ぐらいの予算の額ということでほかの学校の均衡をとっていききたいなというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

田中委員 顧問の先生との関わりとか連携とか、この受託事業者との関係をどのようにされるのでしょうか。

学校支援課長 これは、その部活を全て任せるということではなくて、顧問の先生を中心にやっているものを、土日を中心にその一部をお願いする形になりますから、やはり部活の先生の考え方によって活動する必要があると思います。今現在、私ども、校長先生、顧問の先生と事業者と教育委員会と3者でその学校に行って、打ち合わせをしておまして、そこでその学校の状況、例えば1年生が多いとか、初心者が多いとかという話と、それから学校では部活として何を大切にしているかということも事業者の方に話していただき、逆に事業者の方からもいろいろと先生に質問をしていただきながら、連携をとったものやしていきたいというふうに考えております。

折井委員 所在地のところをみますと、杉並区以外の区が比較的多いなという印象がございまして、先ほどスポーツデータバンクに関しては、元々やったださっていた業者ということでわかったのですけれども、この業者の選考にあたっては、杉並区のを優先するとか、そういったことはあるのでしょうか。と申しますのは、学校と地域との協働を推進するという観点から少しちよっとずれるのかなというふうに思ったのですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

学校支援課長 私どもなるべく区内事業者ということで探したら、なかなか見つからなかったということもあります。ただ、この練馬区の2事業者は、実は練馬区となっていますけれども、ほとんど杉並区の、例えばさわだスポーツは、上井草の早稲田のラグビー部があると思いますけれども、あの踏切を渡った隣側にあるのです。だからもう、数メートルで杉並区というところもございますし、あと、善福寺公園テニスクラブにつきましても、区道を2本くらい入ると杉並区というところで、もともと桃井第一小学校のテニス教室も手伝っていただいているところもございますので、そういった区との連携もあるということで、杉並区及びその周辺で私どもなるべく探していきたいというふうに考えておりました。

對馬委員 このSESAというNPOですね、これ、バスケットボールを3校で受けているようですが。例えばこれは部活側からすると、同じコーチが行くということにはなるのですか、それともこのグループの中の違う方が行くのでしょうか。同じコーチがいろいろな学校を教えるというのは、不都合が出てくることはないのでしょうか。

学校支援課長 学校で具体的に誰がやるか、まだちょっと詰めていないのですけれども、例えば土曜日が多くなると当然幾つも回れませんので、そこはSESAの方で複数配置していくと思います。

実は、このSESAの理事長さんというのは、日体大の現在のバスケットボール部ヘッドコーチ、副理事長さんが女子バレーボールの監督さんなので、バスケットボール、バレーボールについては特に人脈も広いということで、いろいろたくさんの方の指導者を派遣することは可能だというふうに聞いております。

委員長 はい、ほかにいかがですか。

学校支援課長 委員長、すみません。補足ですけれども、今回応募していただいた学校は実は9校で、応募については選定委員会の方で全て認められたということで、特に落とされた学校はないということをお知らせさせていただきます。

委員長 これは全て選定したということですね。

先ほど田中委員がおっしゃったように、顧問の先生との関わり、これはモデルなので一応どういう状況で進んでいくかということを見ながらということになると思うのですが、顧問の先生の考え方とかというものもあるだろうし、それから今ちょっと影が薄くなりましたけれども、体罰の問題も発生しているところがあるので、この辺のところが一番心配なところですよ。指導の工夫だとか、

指導の方法だとか、狙うところはどこなのか、多分思いは、運動系ですから強くしていきたいというのはすごくあると思うので、ここで体罰的なものが出てきたりすると、やっぱりこれは大きな問題になってしまうというところがあるのではないのでしょうか。この辺については、実際にはこの受託の方の方たちにももちろんしっかり伝えているだろうし、意識はしてもらっていると思うのですけれども、その辺についてはどんな感触でしょうか。

学校支援課長 体罰も含めて、どのようなところで教育について配慮したらいいかと、先ほど言いました3者の話し合いの中で、学校の方から直接、指導団体に伝えていただいております。

先生の思いもいろいろと伝えていただいているのですけれども、やっぱり都大会で優勝とかそういうことを目指しているより、むしろ初心者の子が多いので、上達する楽しみを教えて欲しいということを顧問の先生がおっしゃっている学校が多いように感じます。

それから、私ども非常勤で部活コーディネーターというものがおりますので、この事業が始まりましたら、部活コーディネーターが現場を回りながら、課題点についても見ていきたいと思っておりますので、そういったところでいろいろ配慮していきたいというふうに考えております。

教育長 部活の顧問とこの部活の指導との関係ですけれども、実は委員長が今指摘された体罰の問題というのは、顧問のいわば属人的な指導に頼りすぎたという部分がなかったわけではないのですね。

今、中学校における部活指導は、かなり困難な時期に遭遇しているというのは、部活そのものを顧問の属人的な努力に委ねてきたという点が大きいのです。ですから、部活の担当する先生がいなくなると、その部活ができなくなる。あるいは部活を担当する先生がいても、A先生からB先生に代わったとたんに部の体質が変わるとか、いろいろな要素が属人的なものに委ねてきたから起きている問題点も少なくないわけです。ですから、当然学校が、その部活の方向性あるいは部活のあり方についてきちんとした考えをもって、そしてその部活を指導する上で規則等に定められている顧問教諭であるとか、監督とかコーチを設置していくことは、必ずしも部活の顧問の個人的な思いではないということ。

つまり、学校全体の経営意思、教育意思の総体としてあらわれてこなくてはいけないものですから、当然外部指導者、外部のこういった事業体に委託をしてい

く場合であったとしても、学校として部活をどう考え、部活の指導のあり方をどう考え、指導者としてどう対応してもらいたいかということは丁寧に了解を取り結んでいく努力をしていく必要があると考えています。

委員長 ありがとうございます。確かに教育長がおっしゃるとおりだと思います。顧問の先生が、体罰しないのかということとそうではないし、逆にもっとこうプラスの部分でというふうに出てくる可能性もあるということ。ただ、さっきの特色のある教育活動との絡みという、またある面では出てくる場所があるのかなというふうに思うので、エスカレートし過ぎてしまうのも困るし、でも、そうでないごく淡々とやっていくというのも困るしという、その辺のところがとても難しい部分があると思うので、それは、学校とよく話し合いをしながらということが必要になってくるのかなということ、ぜひこれは楽しみにしながらその成果というのを見てみたいというふうに思っています。

ほかによろしいですか。

(「なし」の声)

ありがとうございました。

それでは次に、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 それでは私から「学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。

7月1日付で資料記載の4名の方を学校運営協議会委員として任命いたしますので、ご報告いたします。

学校別では、松ノ木小が1名、和田中が3名です。

和田中学校は地域運営学校の指定が平成27年3月31日までになりますので、任命期間も平成27年3月31日までとなっております。

私からは以上です。

委員長 ありがとうございました。

ただいまのご説明に、特にありませんね。

(「なし」の声)

では、ありがとうございました。

それでは次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告いたします。

資料の使用承認一覧をご覧ください。

平成 25 年 5 月分の合計は、件数全部で 53 件になります。

内訳としましては、定例のものが 46 件、新規が 7 件。共催、後援の内訳は、共催が 25 件、後援が 28 件となっております。

記載の新規 7 件について、ご報告をいたします。

ページを 1 ページおめくりいただけますでしょうか。1 ページ目、生涯学習推進課、こちら 2 件ございます。1 件目、新規 1、こちらは、新規で名義形態は後援となっております。団体名は「東京農業大学 O B O G 管弦楽団」。事業名は「東京農業大学 O B O G 管弦楽団 第 4 回定期演奏会」です。開催期間は平成 25 年 8 月 17 日となっております。生涯学習推進課の 2 件目は、社会教育センター分になります。こちらも新規、後援になります。団体名は「にほんご学習すぎなみの会」。事業名「杉並で暮らす外国人への日本語学習支援～実践講座」。平成 25 年 7 月 16 日から 7 月 30 日の開催期間となっております。

もう 1 ページおめくりいただきまして、3 ページ目をご覧ください。庶務課で 3 件の新規がございました。

1 件目は共催になります。団体名は「公益社団法人 東京青年会議所」。事業名「はっぴいスクール『絵本をつくろう』」。開催期間は平成 25 年 6 月 1 日から 10 月 31 日までとなっております。2 件目、こちら後援になります。団体名は「南相馬&杉並トモダチプロジェクト」。事業名は「ミュージカル・ライブ『ぼくらの地球まんまる革命～みんなのうた～』」。こちら平成 25 年 9 月 15 日の開催となっております。3 件目、こちらも後援になります。「特定非営利活動法人 てんぐるま」。事業名は「山田真先生講演会『子どもの元気・おとなの勇気一原発事故後の社会と私たちの未来（仮）』」。申請時はこちら仮のテーマとして出していただいております。開催期間は平成 25 年 6 月 29 日となっております。

続きまして、学校支援課の分について 4 ページ目をご覧くださいませ。こちら後援となっております。団体名は「杉並区立小学校 P T A 野球連合協議会」。事業名「第 2 回レフティ野球大会」。開催期間平成 25 年 7 月 28 日となっております。

続きまして、7ページ目を、ページをおめくりいただけますでしょうか。済美教育センター分で新規がございます。こちら名義形態後援となっております。団体名は「数学教育協議会」。事業名は「数学教育協議会 小学校・特別支援全国研究集会」。開催期間は平成25年6月15日から6月16日となっております。

私からは以上になります。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。このレフティ野球ってなんですか。

学校支援課長 私からご説明いたします。

全て左投げ左打ちの方の野球で回るのも逆、3塁から回るということで、そういう方がPTAの中で結構いらっしゃるということをおも聞きまして、そういった野球だそうです。

委員長 全てレフティという、なるほど。チャレンジしてみるとちょっと頭が混乱してしまうかもしれないですね。

わかりました、すみません。ありがとうございます。

ほかに特にはよろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、報告事項は以上となっております。

以上で予定されていた日程は全て終了いたしました。お疲れさまでした。庶務課長、何かございますか。

庶務課長 それでは、次回の定例会の日程でございます。次回は、7月10日水曜日午後2時からを予定してございます。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会は7月10日水曜日午後2時からということで、ご予約の方よろしく願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会は閉会させていただきます。御苦勞様でした。